

町長メッセージ

～町長からのお願い～

皆さまにおかれましては、新型コロナウイルスの早期収束、そしてなによりも皆さまご自身と大切な人の健康と命を守るため、県の要請に従った感染拡大防止のための行動を切にお願い申し上げます。

特にゴールデンウィーク中は、新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、町民の皆さまには4つの点について、再度徹底をお願いします。

1、3つの密を避けてください。

…①換気の悪い密閉空間、②多数が集まる密集場所、③間近で会話や発声をする密接場所、日常生活の中で3つの「密」が重ならないように工夫しましょう。

2、手洗いと咳エチケットを徹底してください。

…感染症対策の基本である手洗いをこまめにしましょう。

3、必要のない外出は控えてください。

…感染を防ぐために、各人が自宅で過ごし、食料品の買い物などは一人あるいは必要最小限の家族などで出かけましょう。

4、都道府県をまたいだ不要不急の移動を自粛してください。

…特に、ゴールデンウィーク中の帰省などで、遠距離の人の移動と重症化するリスクの高い高齢者との接触が重なることから、自粛を切にお願いします。

令和2年4月30日

桑折町新型コロナウイルス感染症対策本部長 桑折町長 高橋宣博

人との接触を8割減らす、10のポイント

緊急事態宣言の中、誰もが感染するリスク、誰でも感染させるリスクがあります。
新型コロナウイルス感染症から、あなたと身近な人の命を守るよう、日常生活を見直してみましょう。

<p>1 ビデオ通話で オンライン帰省</p>	<p>2 スーパーは1人 または少人数で すいている時間に</p>	<p>3 ジョギングは 少人数で 公園はすいた時間、 場所を選ぶ</p>
<p>4 待てる買い物は 通販で</p>	<p>5 飲み会は オンラインで</p>	<p>6 診療は遠隔診療 定期受診は間隔を調整</p>
<p>7 筋トレやヨガは 自宅で動画を活用</p>	<p>8 飲食は 持ち帰り、 宅配も</p>	<p>9 仕事は在宅勤務 通勤は医療・インフラ・ 物流など社会機能維持 のために</p>
<p>10 会話は マスクをつけて</p>	<p>3つの密を 避けましょう 1. 換気の悪い密閉空間 2. 多数が集まる密集場所 3. 間近で会話や発声をする密接場面</p>	

◎新型コロナウイルス感染症に関して、新たにお知らせ事項がある場合は、当初スケジュールの月2回の回覧日（第1・第3水曜日）以外にも、対策本部から「新型コロナウイルス感染症対策情報」を発行します。

新型コロナウイルス 感染症対策情報

令和2年
4月30日

桑折町新型コロナウイルス感染症対策
本部発行

内容

- ・町長メッセージ
- ・相談窓口
- ・自動車検査証の有効期間を延長します
- ・居所を失った皆さんへ
- ・町営住宅を無償提供します
- ・小学校の校庭を利用する皆さんへ
- ・公園を利用する皆さんへ
- ・雇用調整助成金の特例を拡充します
- ・狂犬病予防集合注射中止します
- ・町ホームページもご確認ください
- ・1人10万円の特別定額給付金（仮称）が給付されます
- ・4月30日から町職員の分散勤務を実施します

相談窓口

■感染が疑われる場合

福島県 帰国者・接触者相談センター
☎ 0120-567-747（毎日24時間）

■症状の有無に関わらず、不安に思う場合

福島県 一般相談（コールセンター）
☎ 0120-567-177
【平日】8:30～21:00
【土日祝】8:30～17:15

自動車検査証の有効期間を延長します

新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき区域が全国に拡大されたことに伴い、下記に当てはまる自動車検査証の有効期間を令和2年6月1日まで延長します。

■対象車両

福島県に使用の本拠の位置を有する車両のうち、自動車検査証の有効期間が満了する日が、4月17日から5月31日までのもの

※令和2年2月28日付け運輸支局長の公示により、自動車検査証の有効期間の満了する日が、令和2年2月28日から同年3月31日までのものを、令和2年4月30日を満了する日としたものを含む。

■措置内容

自動車検査証の有効期間を6月1日まで延長

■継続検査の手続き

対象車両は、6月1日までに継続検査を受検すれば引き続き自動車を使用できます。なお、有効期間の延長による自動車検査証の記載変更手続きは不要です。

■自動車損害賠償責任保険（共済）の手続き（締結手続の特例措置）

継続検査を受検するまでに保険契約期間の終期が到来する保険契約については、継続契約の締結手続きが6月1日を限度として猶予されます。

詳しくは、契約先の自動車損害賠償責任保険（共済）代理店などに相談してください。

国土交通省 福島運輸支局

検査・整備・保安部門（担当：渡邊、三澤）

☎ 546-0345（ダイヤルイン 2） FAX546-3756

公園を利用する皆さんへのお願い

町では、新型コロナウイルス感染拡大を防ぐため、桑折駅前広場や蚕糸記念公園、陣屋の杜公園などに、利用上の注意事項を呼びかけるポスターを掲示しました。

利用する際は、次のことに気を付けてください。

■【3つの密】にならないよう利用してください

- ①風通しの良くない「ムンムン」する建物や部屋には行かない。
- ②人が「ギュウギュウ」する場所には近づかない。
- ③人と話すときは「ガヤガヤ」と近づいて話さない。

■ほかの人とは、離れて遊んでください

- ・2メートル以上遠く離れる。

■遊具（すべり台、ブランコなど）で遊んだ後は、

手で口を触らないでください

- ・水道があるときは、手をしっかり洗う。
- ・水道がないときは、家に帰ったらすぐ洗う。

国土交通省 都市整備係 ☎ 582-2124



居所を失った皆さんへ 町営住宅を 無償提供します

町では、新型コロナウイルス感染症の影響による失業などで、家賃などが支払えず、居所を失った皆さんへの町営住宅の無償提供を行います。町営住宅の無償提供期間は、原則3カ月で、延長が必要と認めた場合は最長1年間とします。

詳しい内容は、下記までお問い合わせください。

国土交通省 まちづくり推進課 土地開発係
☎ 582-2124

小学校の校庭を利用 する皆さんへのお願い

町民の皆さんが校庭を利用する際、校舎内に教職員がいる場合は、施設管理の観点から一言声を掛けてくださるよう、家庭内での周知にご協力ください。

また、利用にあたっては、新型コロナウイルス感染拡大を防ぐため、マスク着用や密接する行動とならないなど、注意してください。

国土交通省 国土教育課 学校教育係
☎ 582-2403

雇用調整助成金の特例を拡充します

新型コロナウイルス感染症の影響で、経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が労働者に対して一時的に休業、教育訓練または出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当や賃金などを一部助成するものです。

■対象者 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主

■適用期間 4月1日から6月30日まで

■助成金の特例内容 ※下表のとおり

☎雇用調整助成金等事務センター

(福島市曾根田 10-24) ☎ 529-5681

ハローワーク福島 (福島市狐塚 17-40) ☎ 534-4121



- ※ 1 対象労働者 1 人 1 日当たり、8,330 円が上限です。(令和 2 年 3 月 1 日現在)
- ※ 2 助成額は、前年度の雇用保険の保険料の算定基礎となる賃金総額などから算定される平均賃金額に休業手当支払率(休業の場合は 60%以上、教育訓練の場合は 100%)を掛け、1 日当たりの助成額単価を求めます。
- ※ 3 出向は当該助成率は適用されません。
- ※ 4 雇用保険被保険者のみが対象となります。

助成内容のポイント	中小企業	大企業
①休業を実施した場合の休業手当または教育訓練を実施した場合の賃金相当額の助成 (※ 1、2)	助成率	
新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主	4/5	2/3
新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主で、かつ、解雇などをしていないなど上乗せの要件 (※ 3) を満たす事業主	9/10	3/4
②教育訓練を実施したときの加算	加算額	
教育訓練が必要な被保険者の人に、教育訓練(自宅でインターネットなどを用いた教育訓練含む)を実施 (※ 4)	2,400 円	1,800 円
③支給限度日数	限度日数	
通常時	1 年間で 100 日	
緊急対応期間	上記限度日数とは別枠で利用可能	
④雇用保険被保険者でない人	助成率	
雇用保険被保険者でない人を休業させる場合	上記①の助成率と同じ	

町ホームページもご確認ください

町ホームページでは、随時新型コロナウイルス感染症に関する情報を発信しています。

「特別定額給付金(仮称)について」「事業所のみなさまへ」「教育・子育てに関すること」「相談窓口」「施設・イベント情報」「感染予防対策」など、内容別に分けて、情報を見つけやすいように掲載しています。

最新情報はこちらで確認してください。

URL : <https://www.town.koori.fukushima.jp/anti-covid19/index.html>

☎総合政策課 広報広聴係 ☎ 582-2115

▼トップページにある下記のバナーが目印です!



▼QRコードはこちらから



狂犬病予防集合注射中止します

新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、5月17日に予定していた「令和2年度狂犬病予防集合注射」を中止することにしました。

予定していた人には、ご迷惑をおかけして申し訳ございませんが、皆さんの健康と安全を守るために、ご理解をお願いします。

なお、注射をまだ済ませていない飼い主の皆さんは、動物病院で個別に受けていただくようお願いいたします。この場合、料金が異なることがありますのでご了承ください。

※町で登録されている犬の飼い主の皆さんには、個別にハガキでお知らせします。

☎生活環境課 エネルギー環境対策係 ☎ 582-2123

～新型コロナウイルス感染症緊急経済対策～

1人10万円の特別定額給付金(仮称)が給付されます

国では、新型コロナウイルス感染拡大に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うため、特別定額給付金(仮称)事業を実施することになりました。

これを踏まえ、桑折町では給付に向け、**5月12日**に給付申請書の発送を行う予定で、システム改修や印刷などの準備を進めています。また、国において、5月の早い時期に、マイナンバーカードを利用したオンライン申請が開始される見込みです。詳細が決まり次第、広報および町ホームページでお知らせします。

■対象者

基準日(令和2年4月27日)において、本町の住民基本台帳に記載されている人

※4月27日までに生まれた場合や転入していた場合は、届出が27日より後になっても対象となります。

■給付額 対象者1人につき10万円

■受給権者(申請者) 対象者が属する世帯の世帯主

■給付金の申請および給付の方法

感染拡大防止の観点から、給付金の申請は、次の2つの方法で行います。

①郵送申請…町から送付する申請書に、振込を希望する銀行口座を記入して署名し、本人確認書類と通帳の写しを同封して、返信用封筒で郵送申請します。

②オンライン申請…マイナンバーカードを利用し、スマートフォンまたはパソコンで、マイナポータル申請画面から申請します。

給付は、申請者の本人名義の銀行口座への振込により行います。郵送の場合は、申請書が届いてから1週間程度で振込みを予定しています。

※窓口での申請受付および現金給付は、原則として行いません。

※高齢などで上記の方法で申請が困難な人には、別途申請方法を検討中です。

☎**税務住民課** ☎ 582-2114

◆配偶者からの暴力を理由に避難している人への支援について

配偶者からの暴力を理由に避難している人で、事情により令和2年4月27日以前に桑折町に住民票を移すことができない場合は、申出を行うことで桑折町から給付を受けることができます。

■対象者の要件

次の①から③のいずれかに該当する人

①配偶者暴力防止法に基づく保護命令が出されていること

②婦人相談所などから、保護に関する証明書等が発行されていること

③令和2年4月27日よりあとに住民票を桑折町に移し、住民基本台帳の閲覧制限などの支援措置の対象となっていること

■申出の手続き

申出期間中(令和2年4月24日から4月30日まで)に、申出書を提出することが必要ですが、期間内に申出ができなかった場合は、健康福祉課 福祉係にご相談ください。

☎**健康福祉課 福祉係** ☎ 582-1133

それ、給付金を装った詐欺かもしれません！

特別定額給付金(仮称)に関して、町や総務省などが、現金自動預払機(ATM)の操作をお願いすることや、給付のために手数料の振込みを求めることは、絶対にありません。

自宅や職場などに、町や総務省などをかたった電話がかかってきたり、メールが届いたりしたら、福島北警察署桑折分庁舎(☎582-2151)または警察相談専用電話「#9110」にご連絡ください。

4月30日から町職員の分散勤務を実施します

町では、新型コロナウイルス感染拡大を防ぐため、分散勤務を実施します。これは感染による町の業務の一部が停止してしまうリスクを避けるために実施するものです。

役場の本庁舎・分庁舎およびやすらぎ園勤務の職員の一部を、一時的に各公共施設などで勤務させ、職員

間の接触を減らします。

町民の皆さんには期間中、ご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

■分散勤務の実施期間

4月30日 日頃から当面の間

☎**総務課** ☎ 582-2111